

基本方向	第1章	介護予防・生きがいの推進
------	-----	--------------

施策	第1節	介護予防・重度化防止の推進
----	-----	---------------

主な取組

《介護予防活動の推進》素案（案）P34

○高齢者が健康を保ち自立した日常生活を続けられるようにするため、基本チェックリストやフレイルチェック「見える化」シート等を活用し、自らのからだの状態が容易に確認できるよう支援します。

○うつや閉じこもり等、要介護リスクの高い高齢者を早期に把握し、適切な支援につなぐため、町（内）会等の地域団体や関係機関とのネットワーク構築による実態把握や訪問支援に取り組みます。

○地区社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等が運営するつどいの場において、高齢者が主体的に介護予防活動に取り組めるよう、ロコモ予防体操等の指導者や保健・医療の専門職を派遣します。

○より多くの高齢者が介護予防活動に取り組めるよう、つどいの場の開催状況や活動内容等を市ホームページや広報あおもり、リーフレットなど各種広報媒体により周知します。

《フレイル予防の推進》【拡充】素案（案）P34

○高齢者のフレイル予防を図るため、ハイリスクアプローチとして、低栄養防止や生活習慣病の重症化予防等の保健指導を行うとともに、ポピュレーションアプローチとして、つどいの場等におけるフレイル予防の普及啓発や健康教育、保健指導、健診・医療・介護サービスの利用勧奨等を行います。

《健康づくりの推進》素案（案）P35

○市民のヘルスリテラシーの向上を図るため、「青森市健康寿命延伸会議」と連携し、地域・職域で健康づくりを推進する人材の育成等を図りながら、市民総ぐるみの健康づくりを推進します。

○生活習慣病の予防を図るために、市民の健康に影響を及ぼす要因について健康データ等の分析から健康課題を見える化し、特に、糖尿病などの生活習慣病の発症予防と重症化予防に向け、健康診査等の結果を正しく理解し、生活習慣改善に向けセルフケアができるよう、わかりやすい保健指導を行うとともに、市医師会等と連携のもと、糖尿病重症化リスクの高い医療機関未受診者等を早期に医療機関の受診につなぐ保健指導を行います。

○市民の主体的な運動習慣づくりを促進するため、身近な地域で気軽に運動に取り組める機会づくりや健康づくりを推進する人材等による運動の場づくりへの支援を行うとともに、専門的指導のもと、体力等に合ったトレーニング環境を提供します。

○こころの健康を保つため、市民が自身のこころの健康に関心を持ち、上手にセルフケアができるようストレスへの対処法等について広く情報提供を行うとともに、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発や、市民がより身近なところで精神保健福祉に関する相談ができる体制の充実を図ります。

《多様なつどいの場の提供》【拡充】素案（案）P35

○高齢者が身近な場所で気軽に生きがいのづくりや介護予防（認知症予防含む）に取り組めるよう、社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等の主体的な取組を尊重しつつ、人材育成や活動内容の充実を図ることにより、つどいの場づくりを支援します。

○高齢者の多様なニーズに対応するため、市民団体や介護保険事業所、民間企業、保健・医療の専門職等、多様な団体や関係機関が関与するつどいの場づくりを進めます。

《自立支援・重度化防止の推進》【拡充】素案（案）P36

○自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援するため、地域包括支援センター並びに介護支援専門員及び介護サービス事業者に対する研修を実施します。

○訪問介護サービスにおいて、生活援助中心型サービスの利用者の自立支援・重度化防止の観点から、利用回数が多いケアプランについて多職種協働による地域ケア個別会議（ケアプラン検証会議）を行い、適正なサービスの提供に努めます。

○利用者の自立支援・重度化防止に向け、個々の利用者の状態に応じたリハビリテーションが提供されるよう、ケアプラン点検の実施に当たっては、「ケアプラン点検アドバイザー」としてリハビリテーション専門職等に参加してもらうなど、多職種と連携したケアマネジメント支援を行います。

○高齢者が日常生活の活動性を高め、社会とのつながりを維持しながら、いきいきと自分らしく暮らし続けられるよう、早期の段階から保健・医療・福祉の多職種が関与し、自立支援・重度化防止に向け検討・支援を行う地域ケア会議（自立支援型会議）を開催します。

## 各施策における「主な取組」一覧

基本方向	第1章	介護予防・生きがいつくりの推進
施策	第2節	生きがいつくりの推進
主な取組		
<p><b>《生きがいつくりの充実》素案（案）P39</b></p> <p>○高齢者のボランティア活動への参加を通じた生きがいつくりと介護予防の促進を図るため、対象となるボランティア活動に参加することで得られるポイントを商品券等に交換できるボランティアポイント制度の普及促進に取り組みます。</p> <p>○高齢者が身近な場所で気軽に生きがいつくりや介護予防（認知症予防含む）に取り組めるよう、社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等の主体的な取組を尊重しつつ、人材育成や活動内容の充実を図ることにより、つどいの場づくりを支援します。（再掲）</p> <p>○高齢者等が地域で社会参加できる機会を増やすとともに高齢者の多様なニーズに対応するため、町（内）会や地区社会福祉協議会、老人クラブ等の団体が企画し、実施する生きがい・支え合い活動に対する支援を行います。</p> <p>○高齢者が地域の中で孤立することなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援します。</p> <p>○高齢者の生きがいつくりを支援するため、高齢者が参加できる学習の場の提供のほか、生涯学習に関する講座等の情報提供などを行います。</p> <p>○生涯学習についての相談や指導・助言を行うため、生涯学習推進員を配置し、高齢者を含む市民の生涯学習活動を支援するほか、生涯学習団体やサークルに対して学習活動の発表の場を提供します。</p> <p><b>《高齢者の就業促進》素案（案）P39</b></p> <p>○高齢者の就業意欲の向上及び就業機会の創出を図るため、臨時的かつ短期的な仕事の提供や、就業に必要な技能を身につけるための講習会を開催している、公益財団法人青森市シルバー人材センターに対し、運営面の支援を行います。</p> <p>○公益財団法人青森市シルバー人材センターの会員の増加と高齢者の就業の確保と拡大につながるよう、公益財団法人青森市シルバー人材センターの活動について、広報あおもりや市ホームページ等を活用し、周知を図ります。</p> <p><b>《外出手段の確保》素案（案）P39</b></p> <p>○高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、市営バス等を低額で利用できる「高齢者福祉乗車証」を交付し、高齢者の外出手段を確保します。</p>		

## 各施策における「主な取組」一覧

基本方向			第2章 地域包括ケアの推進		
施策	第1節	在宅医療・介護連携の推進	施策	第2節	認知症施策の推進
主な取組			主な取組		
<p><b>《医療・介護関係者の連携推進》素案（案）P42</b>                      ○医療と介護を必要とする高齢者の在宅療養生活を支えるために、現在運用している入院時、退院時に携わる医療機関とケアマネジャーがよりスムーズに連携し、切れ目のない支援を提供するための「医療機関とケアマネジャーの入退院調整ルール」を必要に応じ見直しを図りながら、活用を進めます。</p> <p>○医療と介護関係者の一層の連携を図るため、医療、介護関係者等を対象に、近隣市町村と連携しながら看取りまでを含めた内容の在宅医療・介護連携多職種研修会等を実施します。</p> <p><b>《医療・介護が連携したサービスの提供》素案（案）P42</b>                      ○在宅療養生活を支えるために、地域の医療・介護資源の情報の提供を行います。</p> <p>○在宅医療と介護が連携し、切れ目のないサービスを提供するために、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、医療・介護連携の現状把握、課題の抽出、対応策の検討を行います。</p> <p><b>《地域住民への普及・啓発》素案（案）P42</b>                      ○地域住民の医療・介護連携への理解促進のため、在宅での療養が必要となったときに、必要なサービスを適切に選択することができるよう、在宅医療及び介護サービスの内容や利用方法等について周知を図ります。</p> <p>○自らが望む、人生の最終段階の医療とケアについて、前もって考えることができるよう、広報おもりやチラシ等により周知します。</p>			<p><b>《支援体制の強化》【拡充】素案（案）P45</b>                      ○市民や認知症の方の家族等への正しい知識等の普及を図るため、認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーターが地域の中で、活動できるようにするため、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。</p> <p>○認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトに対し、他のキャラバン・メイトと交流を図りながら、国の動向や本市の認知症の取り組み等を伝えるための情報交換会を実施します。</p> <p><u>○認知症の方やその家族を支援するため、地域包括支援センターに配置する介護と医療連携の推進役を担う「認知症地域支援推進員」が中心となり、認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等がチームを組んで、認知症の方やその家族を支援するための仕組（チームオレンジ）を構築します。</u></p> <p>○在宅で認知症の方を介護している家族をサポートするため、認知症家族支援研修会を開催します。</p> <p>○認知症カフェなどの認知症の方やその家族、地域住民等が集える場の普及や認知症の方や家族同士の支え合い活動への支援を引き続き進めます。</p> <p>○若年性認知症の方を支援するため、県が開設している「青森県若年性認知症総合支援センター」の若年性認知症支援コーディネーターと連携しながら相談支援を行います。</p> <p><b>《認知症の早期発見・早期対応》素案（案）P46</b>                      ○支援を要する高齢者の早期発見のため、高齢者と地域で接する機会の多い医療機関や薬局、つどいの場等の関係者と連携し、情報共有や見守り活動を行います。</p> <p>○認知症等による行方不明高齢者の早期発見及び見守り体制の強化を図るため、行方不明高齢者の情報を市、警察、地域包括支援センター及び近隣市町村で共有します。</p> <p>○認知症の方やその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するため、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのかを示す「認知症ケアパス」の活用を進めます。</p> <p>○認知症の早期発見と適切な医療・介護につなげるため、相談業務や戸別訪問のほか、市民の方が集まるあらゆる機会を捉えて、タブレット端末を利用した脳の健康チェックをします。</p> <p>○認知症の方を必要な医療・介護につなげるため、「認知症初期集中支援チーム」の活動を通じて、認知症の方やその家族に対する包括的・集中的な初期支援を推進します。</p>		

## 各施策における「主な取組」一覧

基本方向		第2章 地域包括ケアの推進	
施策	第2節 認知症施策の推進（つづき）	施策	第3節 地域包括支援センターの機能の充実
主な取組		主な取組	
<p><b>《認知症予防の推進》【拡充】素案（案）P46</b>                      ○高齢者が身近な場所で気軽に生きがいづくりや介護予防（認知症予防含む）に取り組めるよう、社会福祉協議会、町（内）会、老人クラブ等の主体的な取組を尊重しつつ、人材育成や活動内容の充実を図ることにより、つどいの場づくりを支援します。（再掲）</p> <p>○高齢者の多様なニーズに対応するため、市民団体や介護保険事業所、民間企業、保健・医療の専門職等、多様な主体が関与するつどいの場づくりを進めます。（再掲）</p> <p><b>《認知症に係る知識の普及・啓発》素案（案）P47</b>                      ○認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の知識、適切な対応の方法、相談窓口等について広報あおもり、市ホームページ及び認知症サポーター養成講座等で周知します。</p> <p>○医療・介護の現場における認知症に関する理解の促進及び対応力の向上を図るため、医療・介護職員等を対象とした認知症に関する研修会を実施します。</p>		<p><b>《地域包括支援センターの体制強化》【拡充】素案（案）P49</b>                      ○高齢者の医療、介護、福祉に関するニーズの増加、多様化に対応するため、地域の関係者や多職種等との連携を推進するなど、地域包括支援センターの体制を強化します。</p> <p>○複雑多様化した困難事例が増えていることから、求められる役割に応じた適切な支援ができるよう、地域包括支援センター職員への研修会や事例検討会等の開催を通じて、資質の向上を図ります。</p> <p><b>《多機関との連携強化》素案（案）P50</b>                      ○地域包括支援センターが多機関と連携し、高齢者の複雑化・多様化しニーズに対応できるよう、基幹型包括支援センターが関係機関との調整を行います。</p> <p><b>《効果的な運営の継続》素案（案）P50</b>                      ○地域包括支援センターの事業の質の向上を図るとともに、効果的な運営を継続していくため、医療・介護・大学等の有識者で構成される青森市地域密着型サービス等運営審議会において、毎年度、地域包括支援センターの運営評価を行い、改善を図るとともにその結果を市ホームページにて公表します。</p> <p>○地域包括支援センターの認知率の向上を図るため、業務内容等について、市ホームページやパンフレットなどにより引き続き周知します。</p> <p><b>《地域ケア会議の推進》【拡充】素案（案）P50</b>                      ○地域包括ケアを推進するため、「地域ケア個別会議」、「日常生活圏域ケア会議」、「地域ケア推進会議」を開催し、個別ケースの検討、地域課題の解決策の検討を行い、施策の展開に繋がります。</p> <p>○訪問介護サービスにおいて、生活援助中心型サービスの利用者の自立支援・重度化防止の観点から、利用回数が多いケアプランについて多職種協働による地域ケア個別会議（ケアプラン検証会議）を行い、適正なサービスの提供に努めます。（再掲）</p> <p>○高齢者が日常生活の活動性を高め、社会とのつながりを維持しながら、いきいきと自分らしく暮らし続けられるよう、早期の段階から保健・医療・福祉の多職種が関与し、自立支援・重度化防止に向け検討・支援を行う地域ケア個別会議（自立支援型会議）を開催します。（再掲）</p>	

各施策における「主な取組」一覧

基本方向		第2章 地域包括ケアの推進	
施策	第4節 見守り・支え合いの推進	施策	第5節 住まいの充実
主な取組		主な取組	
<p><b>《見守り体制の強化》素案（案）P52</b>                      ○地域ぐるみの見守りを推進するため、地域の中でさりげなく見守りをするポイントや異変に気づいた場合の連絡先などを掲載した「高齢者等見守り活動の手引き」等を活用し、多様な団体や関係機関、民間事業者等、より多くの市民に見守り活動への協力を呼びかけます。</p> <p>○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、専門機関や地域関係者との連携による見守りと併せ、民間企業等が行う見守りの取組についても情報収集・整理し、情報提供します。</p> <p>○認知症等による行方不明高齢者の早期発見及び見守り体制の強化を図るため、行方不明高齢者の情報を市、警察、地域包括支援センター及び近隣市町村で共有します。（再掲）</p> <p><b>《地域で支え合う意識づくり》素案（案）P53</b>                      ○ボランティア活動への参加を通じて、地域でつながり支え合う意識の向上を図るため、ボランティアセンターにおいてボランティア研修や出前講座、機関紙等を活用した情報発信などを行います。</p> <p><b>《支え合い活動の推進》素案（案）P53</b>                      ○高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など地域において支援が必要な方を支えるため、地区社会福祉協議会を一つの単位として、共助（近隣・地域住民同士の助け合い）によるネットワーク構築を進めます。</p> <p>○多様な主体との連携による支え合い活動を推進するため、地域の福祉課題や支え合い体制を協議する「地域支え合い会議」の開催等を通じて、医療機関、民間事業所、社会福祉法人、NPO法人等に広く協力を呼びかけます。</p> <p>○地域福祉を推進する担い手を育成・確保するため、広報あおもりや市ホームページ、市民向け講座等を活用し、担い手として期待される元気な高齢者をはじめ多くの市民に地域福祉やボランティアに関する情報提供を行います。</p>		<p><b>《住宅改修等による居住環境の充実》素案（案）P55</b>                      ○介護が必要になってもできる限り在宅で生活することができるよう、高齢者の身体状況に応じた住宅改修の取組を促進します。</p> <p><b>《高齢者に適した住まいの確保》素案（案）P55</b>                      ○養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、現在の定員数を維持するとともに、居宅において養護を受けることが困難な高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう、養護老人ホームへの入所措置や軽費老人ホーム運営費の支援を行います。</p> <p>○高齢者に適した住まいを確保するため、法令等に基づき適切に有料老人ホームの届出事務及びサービス付き高齢者向け住宅の登録事務を行います。</p> <p>○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅におけるサービスの質が確保され、入居者が安心して暮らすことができるよう、一般検査を実施します。</p>	

各施策における「主な取組」一覧

基本方向		第2章 地域包括ケアの推進	
施策	第6節	安全・安心な暮らしの確保	
主な取組		主な取組	
<p><b>《生活支援サービスの充実》素案（案）P57</b>                      ○高齢者が様々なサービスの選択により、安心して自立した生活を続けられるよう、公的なサービスのみならず、民間事業者等が行う生活支援や配食サービスなどの情報についても周知します。</p> <p>○高齢者やその家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、寝たきりで外出が困難な高齢者等に対する福祉サービスを提供します。</p> <p><b>《災害時等における地域福祉活動の充実》素案（案）P57</b>                      ○避難行動要支援者に対する災害発生時の情報伝達や、避難所への避難、安否確認等が円滑に行われるような支援を町（内）会、民生委員、消防等の避難支援等関係者と連携しながら実施します。</p> <p>○一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方に対し、雪害を防止するため、除雪や屋根の雪下ろしに対する支援を実施します。</p> <p><b>《消費者被害防止》素案（案）P58</b>                      ○消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、各種広報媒体を活用した注意喚起や街頭での広報活動、消費生活出前講座の開催により、消費者トラブルの現状等を周知します。</p> <p>○高齢者の消費者被害防止のため、地域の身近な関係者（町会長、民生委員等）による高齢者等の見守りを通じ、異変に気付いた時に青森市民消費生活センター等の適切な相談窓口を紹介します。</p> <p><b>《交通安全教育の推進》素案（案）P58</b>                      ○高齢者が関わる交通事故の発生を抑止するため、高齢者を対象とした交通安全教室の実施のほか、加齢等に伴う身体機能の変化が、歩行者や運転者としての行動に影響を及ぼすことについて理解を促すなど、高齢者に対する交通安全教育に取り組みます。</p>			

## 各施策における「主な取組」一覧

基本方向			第3章 尊厳が守られる暮らしの実現		
施策	第1節	成年後見制度の利用促進	施策	第2節	虐待防止対策の強化
主な取組			主な取組		
<p><b>《相談・支援体制の整備》素案（案）P60</b>                      ○市民後見人や親族後見人等が、成年後見制度を必要とする高齢者に適切な支援を行うことができるよう、地域ケア会議等を活用し、地域の関係者や多職種が連携して支える仕組みを構築します。</p> <p><b>《成年後見制度の利用支援》素案（案）P61</b>                      ○認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方のための成年後見制度や日常生活自立支援制度の活用ができるよう支援します。</p> <p>○身寄りがない等の理由により成年後見等開始の審判の申立てが見込めない高齢者については、市長が裁判所に審判の申立てを行うなど成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>○経済的な理由により成年後見制度の利用が困難な方も成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者等に対し、成年後見等開始の審判の申立費用や後見人に対する報酬を引き続き助成します。</p> <p><b>《市民後見人支援体制等の強化》素案（案）P61</b>                      ○市民後見人や法人後見人の活動を支援するため、「市民後見人フォローアップ研修」や「法人後見養成研修」を開催します。</p> <p><b>《成年後見制度の普及・啓発》素案（案）P61</b>                      ○認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になった時、必要な制度やサービスを選択し、適切な支援が受けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援制度等の権利を守る制度と併せ、相談窓口についても、広く市民や関係者に周知します。</p>			<p><b>《高齢者虐待の早期発見・早期対応》素案（案）P63</b>                      ○高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、警察等の関係団体との連携体制を構築します。</p> <p>○複雑な問題を抱える事例については、県の高齢者・障害者虐待対応専門職チームなどを活用しながら、弁護士や社会福祉士等と連携し、早期解決に向け、虐待を受けている高齢者及び養護者に対する支援を行います。</p> <p>○養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出を受けた場合には、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限に基づき、養介護施設や事業所の適正な運営を確保させるよう努めます。</p> <p><b>《高齢者虐待防止の普及・啓発》素案（案）P63</b>                      ○市ホームページや出前講座などにおいて、高齢者虐待防止の普及・啓発を図ります。</p> <p>○市や地域包括支援センターなど、高齢者虐待の相談窓口の周知を図ります。</p> <p>○養介護施設や事業所等に関わる高齢者の権利擁護や高齢者虐待防止の啓発を図るため、市内全ての介護保険事業者を対象としている介護サービス事業者等説明会において、高齢者虐待の通報件数や発生要因等の情報を提供します。</p>		

## 各施策における「主な取組」一覧

基本方向		第4章	適正な介護サービスの提供				
施策	第1節	介護サービスの充実		施策	第2節	介護サービスの適正化	
主な取組				主な取組			
<p><b>《施設・居住系サービスの整備》素案（案）P67</b>                      ○中重度の入所待機者の解消を図るため、必要な施設・居住系サービスの計画的な整備を進めます。</p> <p>○施設・居住系サービスの整備に当たっては、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備を引き続き進めます。</p> <p><b>《在宅サービスの充実》素案（案）P67</b>                      ○介護を必要とする高齢者が在宅で介護サービスを安心して利用できるよう、在宅サービスの充実を図ります。</p> <p>○在宅サービスの整備に当たっては、青森県保健医療計画との整合性を図るとともに、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備を進めます。</p> <p><b>《介護従事者の確保》素案（案）P67</b>                      ○介護従事者の確保及び資質の向上を図るため、国・県・関係団体等と連携し、介護職の魅力発信に関する情報、介護分野の求人情報及び資格取得・研修情報等を広報誌や市ホームページに掲載し、情報提供を行います。</p> <p><b>《業務の効率化》素案（案）P67</b>                      ○業務の効率化及び質の向上を図るため、国・県・関係団体等と連携し、指定申請等の申請様式や手続の簡素化・標準化により介護分野の文書に係る負担を軽減するほか、市ホームページ等により介護現場におけるICT等の活用に関する情報提供を行います。</p> <p><b>《介護保険料収納率の向上》素案（案）P68</b>                      ○収納率の向上を図るため、介護保険料の滞納者については、督促状の送付、納付お知らせセンターからの電話及びショートメッセージサービスによる納付勧奨、文書及び電話催告等により、早期接触を図り自主納付を促します。</p> <p>○介護保険制度への理解と納付意識の高揚を図るため、リーフレットを作成し、介護保険被保険者証や介護保険料納入通知書に同封し配付します。</p> <p>○被保険者間の負担の公平性を図るため、「1年以上滞納者の償還払い化」、「1年6か月以上滞納者の保険給付の一時差止」、「2年以上滞納者の給付額減額等」の給付制限の措置を適正に講じます。</p>				<p><b>《介護給付の適正化の推進》素案（案）P70</b>                      ○介護サービスを必要とする高齢者等を適切に認定し、高齢者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、次のとおり介護給付適正化事業を実施します。</p> <p>①要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）                      適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市の適正化専門員が書面等の審査を通じて点検を行います。</p> <p>②ケアプランの点検                      介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、個々の受給者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合するサービスの提供をするため、事業者へ資料提出を求めるほか、訪問調査を行い、ケアプランの点検及びケアマネジメントの支援を行います。                      ケアプラン点検の実施に当たっては、職員によるケアプランの点検のほか、薬剤師、理学療法士、社会福祉士などの職種からなる「ケアプラン点検アドバイザー」が、リハビリ、医療、各種社会資源の活用といった観点からケアプランを点検、指導することにより、ケアマネジメントの更なる質の向上と利用者個々の状態に合った適切なサービスの提供を促すことで、介護給付の適正化を図ります。</p> <p>③住宅改修等の点検                      適切な住宅改修及び福祉用具購入・貸与をするため、住宅改修サービス及び福祉用具貸与サービスの利用者に対し市の適正化専門員が訪問調査等を行い、住宅改修の施工状況の点検や、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行います。</p> <p>④縦覧点検・医療情報との突合                      医療と介護の重複請求を排除するため、青森県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用して、介護報酬の支払状況の点検及び医療情報との突合を行います。</p> <p>⑤介護給付費通知                      介護サービス利用者に対して、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果や適切なサービスの利用を普及啓発するため、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。</p> <p>○訪問介護サービスにおいて、生活援助中心型サービスの利用者の自立支援・重度化防止の観点から、利用回数が多いケアプランについて多職種協働による地域ケア個別会議（ケアプラン検証会議）を行い、適正なサービスの提供に努めます。（再掲）</p> <p>○介護保険制度の正しい理解と適切な利用の普及を図るため、パンフレットを作成し、新規要介護（要支援）認定者及び転入継続要介護（要支援）認定者に配付するとともに、出前講座により市民への制度の周知に努めます。</p>			

各施策における「主な取組」一覧

基本方向		第4章 適正な介護サービスの提供	
施策	第2節 介護サービスの適正化（つづき）	施策	第3節 災害・感染症対策に係る体制整備
主な取組		主な取組	
<p><b>《介護サービスの質の確保》素案（案）P71</b>                      ○介護サービスの質を確保するため、地域包括支援センター、介護支援専門員及び介護サービス事業者に対し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援するための研修を実施します。</p> <p>○利用者からの相談や苦情については、介護サービスの改善に向け、青森県や青森県運営適正化委員会、青森県国民健康保険団体連合会等と連携し、適切に対応します。</p> <p><b>《効果的な指導監督》素案（案）P71</b>                      ○老人福祉事業及び介護サービス事業の適切な運営と不正請求の防止、制度管理の適正化を図るため、老人福祉法及び介護保険法に基づくサービス事業者等に対し、効果的な実地指導及び集団指導等を行います。</p>		<p><b>《災害対策に係る体制の充実》【新規】素案（案）P72</b>                      ○災害発生時に高齢者の安全を確保するため、平時からの備えが必要であり、介護施設等における非常災害対策計画等の策定や避難訓練の実施についての周知啓発、必要物資の備蓄を促すなど、災害対策に係る体制の充実を図ります。</p> <p><b>《感染症対策に係る体制の充実》【新規】素案（案）P73</b>                      ○感染症発生時においても介護サービスを継続的に提供できるよう、平時からの備えが必要であり、介護施設等における感染拡大防止策の周知啓発や施設職員への感染症に対する研修等の実施、必要物資の備蓄を促すなど、感染症対策に係る体制の充実を図ります。</p>	